

能代市国民保護計画

平成 1 9 年 2 月

能 代 市

は じ め に

この計画は、国民保護法やその他関連する法律、ジュネーブ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したもので、万一の武力攻撃事態や緊急対処事態（大規模なテロ）などの不測の事態が発生した場合に、能代市にいるすべての人を保護するために作成したものです。

能代市では、万一、武力攻撃事態等の不測の事態が発生した場合には、住民の生命や身体、財産を守るため、この計画を基本に、国、県及び関係団体と連携して活動に当たりますが、住民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

争いのない平和な世界の実現は、人類共通の願いであり、この計画が実際に使われるような事態が決してないことを強く願っております。

平成19年2月

能代市長 齊藤 滋 宣

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1編 | 総 論 | 1 |
| 第1章 | 市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 | 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 市国民保護計画の構成 | 2 |
| 3 | 市国民保護計画の見直し、変更手続 | 2 |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針 | 3 |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 5 |
| 1 | 市及び関係機関の役割分担の概要 | 5 |
| 2 | 市及び関係機関の事務又は業務の大綱 | 5 |
| 第4章 | 本市の地理的、社会的特徴 | 10 |
| 第5章 | 市国民保護計画が対象とする事態 | 13 |
| 1 | 武力攻撃事態 | 13 |
| 2 | 緊急対処事態 | 13 |
| 第2編 | 平素からの備え | 14 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等 | 14 |
| 第1 | 市における組織・体制の整備 | 14 |
| 1 | 市の各部局等における平素の業務 | 14 |
| 2 | 市職員の参集基準等 | 17 |
| 3 | 消防機関の体制 | 19 |
| 4 | 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 19 |
| 第2 | 関係機関との連携体制の整備 | 20 |
| 1 | 基本的考え方 | 20 |
| 2 | 県との連携 | 21 |
| 3 | 近隣市町村との連携 | 21 |
| 4 | 指定公共機関等との連携 | 21 |
| 5 | ボランティア団体等に対する支援 | 22 |
| 第3 | 通信の確保 | 22 |
| 第4 | 情報収集・提供等の体制整備 | 23 |
| 1 | 基本的考え方 | 23 |
| 2 | 警報等の伝達に必要な準備 | 24 |
| 3 | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 25 |
| 4 | 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 26 |
| 第5 | 研修及び訓練 | 27 |
| 1 | 研修 | 27 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 2 | 訓練 | 27 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 29 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 29 |
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 30 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 30 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 30 |
| 5 | 避難施設の指定への協力 | 31 |
| 6 | 生活関連等施設の把握等 | 31 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 32 |
| 1 | 市における備蓄 | 32 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 32 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発 | 33 |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 33 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 33 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | 34 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 34 |
| 1 | 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 | 34 |
| 2 | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 | 36 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等 | 37 |
| 1 | 市対策本部の設置 | 37 |
| 2 | 通信の確保 | 44 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 45 |
| 1 | 国・県の対策本部との連携 | 45 |
| 2 | 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 45 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 45 |
| 4 | 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託 | 46 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 46 |
| 6 | 市の行う応援等 | 47 |
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 47 |
| 8 | 住民への協力要請 | 48 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | 49 |
| 第1 | 警報の伝達等 | 49 |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 49 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 49 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 49 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | 49 |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 51 |

| | | |
|------|-----------------------|-----|
| 2 | 避難実施要領の策定 | 5 1 |
| 3 | 避難住民の誘導 | 5 6 |
| 第5章 | 救援 | 5 9 |
| 1 | 救援の実施 | 5 9 |
| 2 | 関係機関との連携 | 5 9 |
| 3 | 救援の内容 | 5 9 |
| 第6章 | 安否情報の収集・提供 | 6 1 |
| 1 | 安否情報の収集 | 6 1 |
| 2 | 県に対する報告 | 6 2 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 6 2 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 6 3 |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処 | 6 4 |
| 第1 | 武力攻撃災害への対処 | 6 4 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 6 4 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 6 4 |
| 第2 | 応急措置等 | 6 5 |
| 1 | 退避の指示 | 6 5 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 6 6 |
| 3 | 応急公用負担等 | 6 7 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 6 7 |
| 第3 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 6 9 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 6 9 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 6 9 |
| 第4 | N B C 攻撃による災害への対処等 | 7 0 |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告 | 7 3 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 7 4 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 7 4 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 7 5 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置 | 7 6 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 7 6 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 7 6 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 7 6 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理 | 7 7 |
| 第4編 | 復旧等 | 7 9 |
| 第1章 | 応急の復旧 | 7 9 |
| 1 | 基本的考え方 | 7 9 |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 7 9 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | 8 0 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 8 1 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 8 1 |
| 2 | 損失補償及び損害補償 | 8 1 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 8 1 |
| 第5編 | 緊急対処事態への対処 | 8 2 |
| 1 | 緊急対処事態 | 8 2 |
| 2 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 8 2 |

能代市国民保護計画用語集

【法令名、計画等名】

| 用 語 | 定 義 |
|-----------|---|
| 武力攻撃事態対処法 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）をいう。 |
| 事態対処法施行令 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令252号）をいう。 |
| 国民保護法 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）をいう。 |
| 国民保護法施行令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）をいう。 |
| 基本指針 | 国民保護法第32条に基づき、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して、あらかじめ定める基本指針をいう。 |
| 県国民保護計画 | 国民保護法第34条に基づき、秋田県知事が作成する「秋田県国民保護計画」をいう。 |
| 国民保護業務計画 | 国民保護法第36条に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画をいう。 |

【組織、機関関連用語】

| 用 語 | 定 義 |
|----------|--|
| 国対策本部 | 武力攻撃事態等への対処措置の実施を推進するため、武力攻撃事態対処法第10条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。 |
| 県対策本部 | 本県の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、知事が設置する秋田県国民保護対策本部をいう。 |
| 市町村対策本部 | 市町村の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、市町村長が設置する市町村国民保護対策本部をいう。 |
| 指定行政機関 | 武力攻撃事態対処法第2条に基づき、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁が指定されている。 |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法第2条に基づき、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。 |
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法第2条に基づき、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。 |
| 指定地方公共機関 | 国民保護法第2条に基づき、県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 |
| 消防機関 | 消防組織法第9条の規定により、市町村が消防事務を処理するための機関として設置している消防本部、消防署、消防団の全部又は一部をいう。 |
| 消防組合 | 国民保護法第62条の規定により、消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合をいう。 |

| | |
|---------|---|
| 緊急消防援助隊 | 消防組織法第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。国内における大規模災害又は特殊災害(被災地の属する都道府県内の消防力をもっては対処できないもの)の発生に際し、被災地の消防の応援のため、消防庁長官の要請によって出動し、人命救助活動等を行うため都道府県ごとに編成された消防の部隊で、救助、救急、消火、航空部隊等がある。 |
| 自主防災組織 | 災害対策基本法第5条第2項の規定による「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」をいう。 |
| 生活関連等施設 | 国民保護法第102条の規定により、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設などが該当する。 |

【その他の用語】

| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| 国民保護措置 | 国民保護法第2条の規定により、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が国民保護法の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。 イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置 ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 ニ 輸送及び通信に関する措置 ホ 国民の生活の安定に関する措置 ヘ 被害の復旧に関する措置 |
| 緊急対処保護措置 | 国民保護法第172条の規定により、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃事態対処法第2条の規定により、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態対処法第2条の規定により、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態対処法第1条の規定により、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃事態対処法第25条の規定により、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| NBC攻撃 | 核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons) |

| | |
|---------|--|
| | による攻撃をいう。詳細は各兵器の欄を参照のこと。 |
| 核兵器 | 核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。 |
| 化学兵器 | 人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別出来る。 |
| 生物兵器 | 細菌・ウイルス・菌、またはそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称をいう。 |
| 武力攻撃災害 | 国民保護法第2条の規定により、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 |
| ダーティボム | 核兵器又は放射能の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの。 |
| トリアージ | 負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることをいう。 |
| 利用指針 | 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条、第10条、第12条、第13条、第15条若しくは第17条又は第21条の規定に基づき、国対策本部長又は政府が定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域又は電波の利用に関する指針をいう。 |
| 災害時要援護者 | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいう。具体的には、ひとりぐらしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。 |
| 要避難地域 | 国民保護法第52条の規定により、住民の避難が必要な地域をいう。 |
| 避難先地域 | 国民保護法第52条の規定により、住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。） |
| 特定物資 | 国民保護法第81条の規定により、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が、取り扱うものをいう。 |

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び秋田県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】

1. 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
2. 市が実施する次に掲げる国民の保護のための措置に関する事項
 - (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 3 . 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 . 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 . 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の機関との連携に関する事項
- 6 . その他市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、知事への協議は要しない）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重に最大限配慮し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 住民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

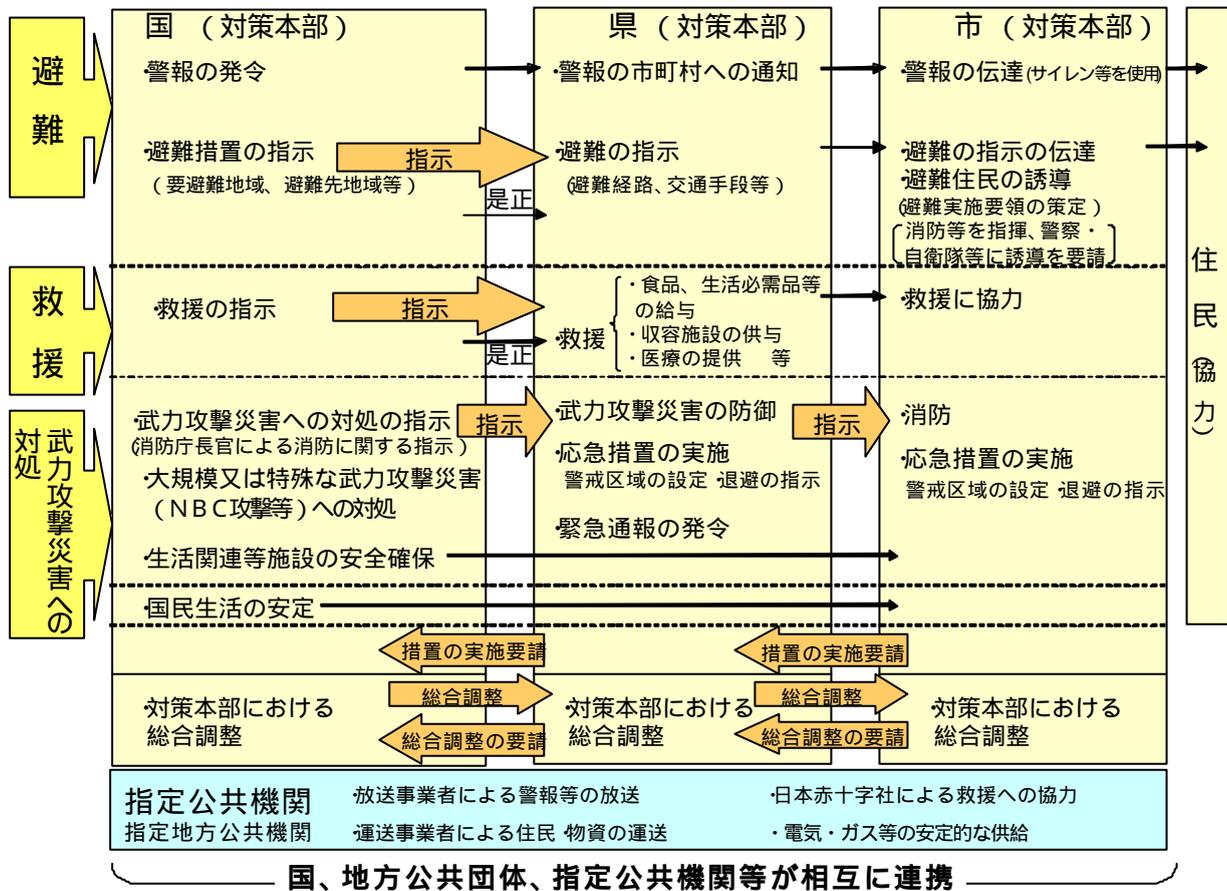
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

1 市及び関係機関の役割分担の概要

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 市

| 機関名 | 事務又は業務の大綱 |
|-----|------------------------------|
| | 1 国民保護計画の作成、見直し |
| | 2 国民保護協議会の設置、運営 |
| | 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 |
| | 4 組織の整備、訓練 |

| | | |
|---|---|--|
| 市 | 5 | 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 |
| | 6 | 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 |
| | 7 | 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
| | 8 | 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 |
| | 9 | 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

(2) 県

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 | |
|-------|-------------------|---|
| 県 | 1 | 国民保護計画の作成、見直し |
| | 2 | 国民保護協議会の設置、運営 |
| | 3 | 県対策本部等総合的推進組織の設置、運営 |
| | 4 | 組織の整備、訓練 |
| | 5 | 警報の通知 |
| | 6 | 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を 越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難の措置 |
| | 7 | 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する 措置の実施 |
| | 8 | 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区 域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害の 対処に関する措置の実施 |
| | 9 | 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定 に関する措置の実施 |
| | 10 | 交通規制の実施 |
| | 11 | 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

(3) 関係指定地方行政機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|---------|---|
| 東北管区警察局 | 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 仙台防衛施設局 | 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 |
| 東北総合通信局 | 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に 関すること 3 非常事態における重要通信の確保 |

| | |
|---|---|
| | 4 非常通信協議会の指導育成 |
| 東北財政局 (秋田財務事務所) | 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 |
| 函館税関 (秋田船川税関支署) | 1 輸入物資の通関手続き |
| 東北厚生局 | 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 秋田労働局 | 1 被災者の雇用対策 |
| 東北農政局 (秋田農政事務所) | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 東北森林管理局 | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 東北経済産業局 | 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 関東東北産業保安 監督部東北支部 | 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全 |
| 東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所) | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 東北運輸局 (秋田運輸支局) | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 |
| 東北航空局 (秋田航空・航空路 監視レーダー事務所) | 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 |
| 札幌航空交通管 制部 | 1 航空機の安全確保に関する管制上の措置 |
| 仙台管区气象台 (秋田地方气象台) | 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第二管区海上保安 本部 (秋田海上保安部) | 1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害の対処に関する措置 |
| 17 機関 | |

(4) 自衛隊

| 機 関 等 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|--|---|
| 自衛隊秋田地方連絡部 陸上自衛隊 東北方面統監部 第9師団司令部 (秋田駐屯地) | 1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等 |
| 海上自衛隊 舞鶴地方統監部 | |
| 航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地) | |
| 航空支援集団司令部 (秋田分屯基地) | |

(5) 関係指定公共機関

| 分類 | 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|---------|---|--------------------------------------|
| 医療 等 | 日本赤十字社 (秋田県支部) | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |
| | 独立行政法人国立病院機構 (あきた病院) | 1 医療の確保 |
| 道路 | 東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、 十和田管理事務所) | 1 道路の管理 |
| 電気 | 東北電力株式会社(秋田支店) | 1 電気の安定的な供給 |
| 運送 | 東日本旅客鉄道株式会社(秋田支店) | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 |
| | ジェイアールバス東北株式会社 (秋田支店) | |
| | 株式会社日本航空インターナショナル (秋田支店) | |
| | 株式会社日本航空ジャパン (秋田支店) | |
| | 全日本空輸株式会社(秋田支店) | |
| | 日本貨物鉄道株式会社(秋田営業支店) | |
| | 新日本海フェリー株式会社 (秋田支店) | |
| | 佐川急便株式会社(東北支社秋田支店) | |
| | 西濃運輸株式会社(秋田営業所) | |
| | 日本通運株式会社(秋田支店) | |
| | ヤマト運輸株式会社(秋田主管支店) | |

| | | |
|--------|-------------------------|---|
| 通信 | 東日本電信電話株式会社(秋田支店) | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| | KDDI株式会社(au秋田支店) | |
| | ソフトバンク株式会社(秋田支店) | |
| | 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム東北(秋田支店) | |
| 放送 | 日本放送協会(秋田放送局) | 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| その他 | 日本銀行(秋田支店) | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |
| | 日本郵政公社(秋田中央郵便局) | 1 郵便の確保 |
| 2 2 機関 | | |

(6) 指定地方公共機関

| 分類 | 機関名 | 事務又は業務の大綱 |
|---------------|------------------|--|
| 放送 | 株式会社秋田放送 | 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| | 秋田テレビ株式会社 | |
| | 秋田朝日放送株式会社 | |
| | 株式会社エフエム秋田 | |
| 運送 | 秋田中央交通株式会社 | 1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保 |
| | 秋北バス株式会社 | |
| | 羽後交通株式会社 | |
| | 由利高原鉄道株式会社 | 1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保 |
| | 秋田内陸縦貫鉄道株式会社 | |
| | 秋田臨海鉄道株式会社 | |
| 社団法人秋田県トラック協会 | | |
| 医療 | 社団法人秋田県医師会 | 1 医療の確保 |
| | 秋田県厚生農業協同組合連合会 | |
| | 財団法人秋田県成人病医療センター | |
| | 社団法人秋田県看護協会 | |
| | 社団法人秋田県薬剤師会 | |
| ガス | 東部瓦斯株式会社(秋田支社) | 1 ガスの安定的な供給 |
| | 湖東ガス株式会社 | |
| | のしろエネルギーサービス株式会社 | |
| | 社団法人秋田県LPガス協会 | |
| 2 0 機関 | | |

第4章 本市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、秋田県の北西部に位置し、東は北秋田市と上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町、藤里町に接し、東西約30km、南北約35km、面積は426.740km²となっている。

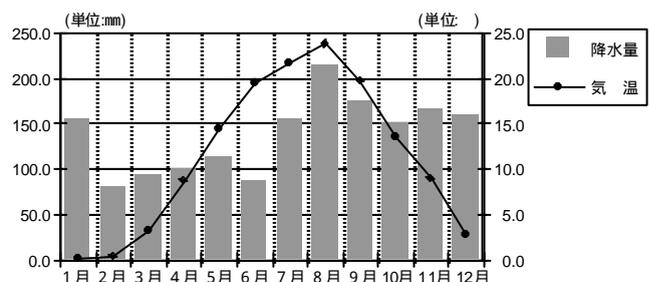
地勢は、東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する1級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れ、その下流部には能代平野が広がっており、そのほとんどが居住地と農地になっている。その両側は広大な台地が広がり、大部分が農用地として活用されている。

また、東南部には房住山を主体になだらかな丘陵地が、西部には日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在している。

(2) 気候

本市の気候は四季の移り変わりが明瞭で、対馬暖流の影響で年間の平均気温は10前後と温暖だが、冬は低温で、日本海側特有の北西の強い季節風により吹雪になる日も多く、降雪日数は平均70日程度ある。

月別平均気温・降水量（H14～H17平均）



(3) 人口分布

人口は、五能線能代駅周辺から南側、国道7号周辺までと米代川の北側、向能代地区まで連続して市街地、住宅地が形成され、人口の約半数が集中しており、二ツ井地域では奥羽本線二ツ井駅の東南に市街地が形成されている。

また、本市の65歳以上の高齢者人口は、30%近くに達し、全国平均の19.5%、本県の26.2%に対し、大幅に上回っており、今後さらに高齢化が進むものと予想される。

地域別人口と世帯数等（平成18年6月末日現在）

| 地区 | 主な地名等 | 人口 | 世帯数 | 高齢者 | 高齢化率 |
|-----|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 本庁 | 上町外住居表示地区、中川原、鳥小屋、大瀬儘下 | 24,536 | 10,421 | 7,506 | 30.59% |
| 榊 | 昇平岱、寿域長根、田子向、松長布、大内田 | 7,440 | 2,881 | 1,571 | 21.16% |
| 向能代 | 向能代、落合、須田、竹生、荷八田、朴瀬 | 9,577 | 3,625 | 2,500 | 26.10% |
| 扇淵 | 扇淵、扇田 | 2,421 | 838 | 635 | 26.23% |
| 檜山 | 田床内、檜山、中沢、大森、母体 | 1,336 | 409 | 449 | 33.61% |
| 鶴形 | 鶴形 | 858 | 254 | 259 | 30.19% |
| 浅内 | 河戸川、浅内 | 4,057 | 1,355 | 984 | 24.25% |
| 常盤 | 久喜沢、槐、常盤、外割田、天内 | 2,134 | 651 | 732 | 34.30% |
| 二ツ井 | 富根地区以外の二ツ井地域 | 9,869 | 3,587 | 3,584 | 36.32% |
| 富根 | 富根 | 1,671 | 553 | 635 | 38.00% |
| 合 計 | | 63,899 | 24,574 | 18,855 | 29.51% |

高齢者及び高齢化率は、65歳以上の人口で集計

(4) 道路の位置等

本市の道路網は、高規格幹線道路としては、秋田市方面から国道7号に沿って整備が進められ、現在能代東ICまで供用されている日本海沿岸東北自動車道があり、平成19年度には二ツ井IC（仮称）まで繋がる予定となっている。

国道は、秋田市方面（南側）から能代市内を通り、大館市方面（東側）へと繋がる国道7号（新潟市～青森市）、秋田市を起点に日本海沿岸を能代市内を通して青森県西津軽地域へと結ぶ国道101号があり、いずれの路線も本市にとって市民生活や経済面などあらゆる面で最重要路線となっている。

また、主要幹線道路として能代五城目線、能代二ツ井線、常盤峰浜線、二ツ井森吉線の4路線のほか、周辺町村や市内の各地区を結ぶ一般県道12路線があり、周辺町村や主要な

集落を結ぶ路線として位置づけられている。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、主要鉄道路線として、秋田市方面から大館市方面に向かって国道7号に沿うように走る奥羽本線（青森市～福島市）、その他国道101号に沿うように日本海沿岸を青森県西津軽方面に走る単線非電化路線の五能線（能代市～弘前市）がある。

港湾は、米代川河口南側に位置し、重要港湾としての指定を受けている能代港があり、岸壁は、水深 - 13 m、延長260 m、4万トンクラスの船舶が寄港可能な岸壁が1バースのほか、水深 - 10 mが1バース、- 7.5 mが2バースある。そのほか、能代港に隣接する東北電力能代火力発電所の揚炭栈橋、- 14 m、延長340 m、6万トンクラス1バースと - 7.5 mの専用栈橋1バースがあり、地域の産業を支える港湾として利用されている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来